

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
								公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
令和3年度那覇港車両管理業務 令和3年4月1日～令和4年3月31日 役務の提供等	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所長 嶋倉 康夫 沖縄県那覇市港町2丁目6番11号	令和3年4月1日	株式会社松田工務店 沖縄県うるま市石川伊波94番地	一般競争入札方式(標準タイプ)	¥2,482,494	¥2,464,000	99.2%	-	-	-	
中城湾港業務艇借上 令和3年4月1日～令和4年3月31日 役務の提供等	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所長 嶋倉 康夫 沖縄県那覇市港町2丁目6番11号	令和3年4月1日	沖縄県漁業協同組合 沖縄県沖縄市泡瀬1丁目11番28号	一般競争入札方式(標準タイプ)	¥117,436	¥108,900	92.7%	-	-	-	
令和3年度那覇港湾・空港整備事務所庁舎清掃 業務 令和3年4月1日～令和4年3月31日 役務の提供等	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所長 嶋倉 康夫 沖縄県那覇市港町2丁目6番11号	令和3年4月1日	沖縄ビル管理株式会社 沖縄県那覇市久米2丁目33番1号	一般競争入札方式(標準タイプ)	¥3,858,369	¥2,871,000	74.4%	-	-	-	
那覇港港湾業務艇管理 令和3年4月1日～令和4年3月31日 役務の提供等	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所長 嶋倉 康夫 沖縄県那覇市港町2丁目6番11号	令和3年4月1日	株式会社 レキオコンサルタント 沖縄県那覇市曙1丁目13番17号	一般競争入札方式(標準タイプ)	¥75,066	¥74,800	99.6%	-	-	-	
那覇港灯浮標等維持点検 令和3年4月1日～令和4年3月31日 役務の提供等	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所長 嶋倉 康夫 沖縄県那覇市港町2丁目6番11号	令和3年4月1日	株式会社マリンワークス 沖縄県名護市宮里5丁目8-5	一般競争入札方式(標準タイプ)	¥7,596,748	¥5,225,000	68.7%	-	-	-	
中城湾港漁場監視調査業務 令和3年4月1日～令和4年3月31日 役務の提供等	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所長 嶋倉 康夫 沖縄県那覇市港町2丁目6番11号	令和3年4月1日	佐敷中城漁業協同組合 沖縄県南城市佐敷字津波古375-2	一般競争入札方式(標準タイプ)	¥5,988,497	¥5,830,000	97.3%	-	-	-	
中城湾港泡瀬地区漁場監視調査業務 令和3年4月1日～令和4年3月31日 役務の提供等	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所長 嶋倉 康夫 沖縄県那覇市港町2丁目6番11号	令和3年4月1日	沖縄県漁業協同組合 沖縄県沖縄市泡瀬1丁目11番28号	一般競争入札方式(標準タイプ)	¥5,988,497	¥5,346,000	89.2%	-	-	-	
令和3年度那覇港湾・空港整備事務所公共囀託 登記(表示に関する登記)業務 令和3年4月16日～令和4年3月17日 役務の提供等	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所長 嶋倉 康夫 沖縄県那覇市港町2丁目6番11号	令和3年4月15日	公益社団法人 沖縄県公共囀託登記土地 家屋調査士協会 沖縄県那覇市泉崎2丁目1番地の4	一般競争入札方式(標準タイプ)	¥6,574,755	¥6,028,704	91.6%	公社	国所管	1者	
那覇港電話機貸借 令和3年6月1日～令和8年3月31日 役務の提供等	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所長 嶋倉 康夫 沖縄県那覇市港町2丁目6番11号	令和3年4月22日	NTT・TCリース株式会社九州支店 福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目2番1 号	一般競争入札方式(標準タイプ)	¥9,104,260	¥8,396,080	92.2%	-	-	-	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。